

令和6年度 立入調査における指摘事項

水戸市福祉部福祉指導課

指導第2係

○ 令和6年度の立入調査の概要

介護付有料老人ホーム 検査件数 4件

住宅型有料老人ホーム 検査件数 3件

サービス付き高齢者向け住宅 検査件数 11件

○ 本書の読み方

(1) 令和6年度の立入調査において実際に指摘した項目のみ掲載しています。記載がない項目においても、関係法令等を確認し、少なくとも1年に1度は運営状況等を自主的に点検してください。

なお、指摘内容については、介護サービス運営指導における指摘と重複する場合があります。

(2) 法令・指針等の略称は、以下のとおりです。

市指針：水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針

安衛則：労働安全衛生規則

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
職員の配置	1	管理者を配置していませんでした。	管理者（有料老人ホームの施設長，サービス付き高齢者向け住宅の責任者など，その呼称に関わらず，職員の管理や業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者）を配置してください。	市指針 1(6) 市指針 7(1)ア
職員衛生管理等	2	職員採用時において，健康診断を行っていませんでした。	職員の心身の健康に留意し，職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために，採用時において健康診断を行ってください。ただし，医師による健康診断を受けた後，3月を経過しない者を雇い入れる場合であって，その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは，この限りではありません。 また，採用後においても定期的に健康診断を行うとともに，就業中の衛生管理について十分な点検を行ってください。	市指針7(3) 安衛則第43条
職員衛生管理等	3	職場におけるハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講じていませんでした。	設置者は，職場によるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するため，以下の措置を講じてください。 ① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し，従業者に周知・啓発すること。 ② 相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により，相談への対応のための窓口をあらかじめ定め，従業者に周知すること。 また，入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために，相談に応じ，適切に対応するために必要な体制を整備するなど，必要な対策を講じることが望ましいです。	市指針7(3)イ

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
業務継続計画の策定等	4	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していませんでした。	<p>下記項目を記載した「業務継続計画」を策定してください。各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。</p> <p>① 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染症拡大防止体制の確立</p> <p>② 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平時の対応</p> <p>b 緊急時の対応</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施してください。</p>	市指針 8(5)
管理体制	5	避難、救出その他必要な訓練を定期的実施していることを明確に確認することができませんでした。	定期的避難、救出その他必要な訓練を実施し、実施したことが明確にわかるように記録に残してください。また、夜間又は夜間を想定した避難訓練の実施も検討してください。	市指針8(6)

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
運営懇談会	6	運営懇談会を設置していませんでした。	有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等の活用可）を設置してください。また、その運営に当たっては、次の事項について配慮してください。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りではありません。	市指針8(11)
	7	運営懇談会について、管理規程に定められている開催頻度に即した実施となっていませんでした。	<p>ア 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。</p> <p>イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。</p> <p>エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映されるよう努めること。</p>	
	8	<p>運営懇談会において、下記の項目について定期的な報告及び説明を行っていませんでした。</p> <p>(ア) 入居者の状況</p> <p>(イ) サービス提供の状況</p> <p>(ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	<p>(ア) 入居者の状況</p> <p>(イ) サービス提供の状況</p> <p>(ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
金銭等管理	9	設置者が入居者の金銭等を管理するに当たり、依頼又は承諾を書面で確認していませんでした。 また、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等に定めていませんでした。	設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めてください。	市指針9(1)ケ
勤務管理	10	有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合に、勤務表の作成及び管理を適切に行っていませんでした。	有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行ってください。	市指針9(3)
身体拘束	11	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していませんでした。	身体的拘束等の適正化を図るために、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ってください。	市指針9(7)
契約内容等	12	入居者の債務について、個人の根保証契約を行うにあたり、極度額の設定を記載していませんでした。	入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規程に従ってください。	市指針12(2)キ
重要事項の説明等	13	重要事項説明書について、市指針で定められている最新の別紙様式に基づいたものではありませんでした。	重要事項説明書は、市指針で定められている最新の別紙様式に基づき作成してください。	市指針 12(4)ア
重要事項の説明等	14	市指針に基づく指導事項（不適合事項）について、重要事項説明書に明記していませんでした。	市指針に基づく指導事項（不適合事項）がある場合は、該当する項目について、その旨を重要事項説明書に明記してください。	市指針 12(4)エ

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
事故防止	15	事故発生の防止のための委員会を開催していませんでした。	有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催してください。	市指針12(8)ウ
事故発生時の対応	16	事故報告が必要な事故について、市に事故発生連絡票を提出していませんでした。	入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、市へ事故発生連絡票により報告を行ってください。 なお、報告対象事故の範囲及び報告先等については、水戸市HPに掲載されている「有料老人ホームについて（事業者向け情報）」の「有料老人ホームにおける事故発生について」の項目を確認してください。	市指針 12(9)ア